

議員提案第 40 号

水田活用の直接支払交付金の見直しについて
白紙撤回を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

令和 4 年 7 月 1 日提出

新潟市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同

小野清一郎
竹内 功
栗原 学
平松 洋一
荒井 宏幸
田村 要介
伊藤 健太郎
倉茂 政樹
宇野 耕哉
志賀 泰雄
高橋 三義

水田活用の直接支払交付金の見直しについて白紙撤回を求める意見書

国では、米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、地域の特色を生かした魅力的な産地づくり、高収益作物の導入、定着などを支援し、主食用米の生産量を抑制する施策を進めています。

その中で昨年末、農林水産省から、水田機能を有する農地における主食用米から他作物への作付転換を支援する水田活用の直接支払交付金の見直しを行い、令和4年度から、5年間に一度も水を張らない水田は交付金の対象から除外するとの方針が示されました。

作付転換と農業所得の向上を目的とする経営複合化の一環で、栽培拡大が進む園芸作物については、作物に沿った土づくりによる収量・品質向上に努めているため、ローテーション栽培になじまない品目が多いことに加え、本市の農地が低平地に位置することから排水条件の整ったところでの転作となっており、ローテーション栽培にはなじみません。

方針どおりに見直しが行われれば、耕作放棄地増加の懸念と、進みつつある高収益作物の産地化にも大きな影響を及ぼすこととなります。

これまでに転作に協力してきた農家においては、この見直しに伴い、経営の支えとしてきた交付金の対象外となることで、離農問題も課題となります。

農家の安定した経営を支えるための予算を充実するとともに、水田活用の直接支払交付金が農業関係者に与える影響の大きさを認識し、交付対象水田の見直しについては白紙撤回するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年7月1日

新潟市議会議長

古 泉 幸 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣

宛て